

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第18号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成21年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

(6) 保護者が災害その他やむを得ない事情により育成料の納付ができないと市長が認める場

合 次に掲げる当月の減免の対象とする日数の区分に応じ、それぞれ次に定める率

ア 1日から10日まで 3分の1

イ 11日から20日まで 3分の2

ウ 21日以上 3分の3

第7条第5項中「翌月分」の次に「（第1項第6号に該当する場合は当月分）」を加え、「控除して得た」を「控除した」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。